

議案第75号 交野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

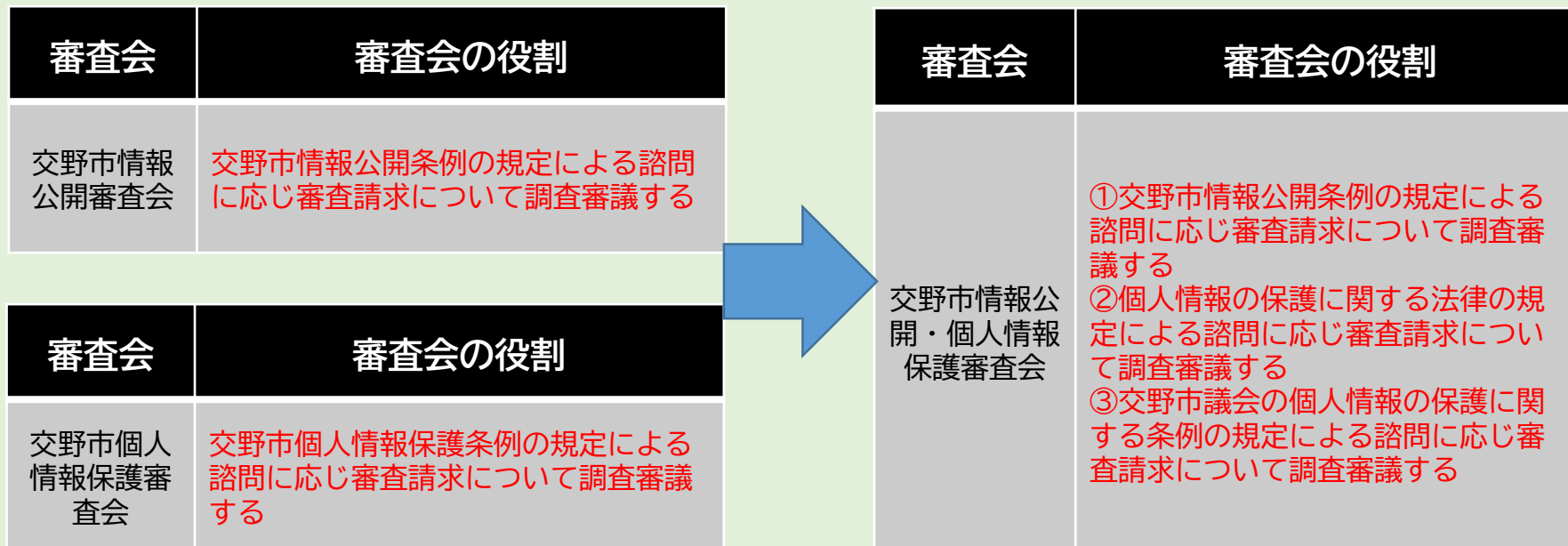
議案書33P～37P

1. 条例制定の目的

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、交野市個人情報保護審査会の設置を規定している交野市個人情報保護条例を廃止するため、新たに本条例を制定し、交野市情報公開審査会と、交野市個人情報保護審査会を統合し、情報公開及び個人情報の開示請求等に係る審査請求があった場合の諮問機関として、交野市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

(施行期日：令和5年4月1日)

2. 条例制定の主な内容



3. 関連Webサイト：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/> 【個人情報保護委員会】

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年12月定例会

議案の 件名	議案第75号 交野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
<p>次に掲げる行為を行うため、交野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 交野市情報公開条例第14条第3項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(3) 交野市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p>		他市においても、同様の諮問機関が設置されている。					
〈政策等を必要とする背景〉		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
<p>情報公開請求に係る審査請求があった場合の諮問機関として、交野市情報公開条例に基づく交野市情報公開審査会を、個人情報の開示請求等に係る審査請求があった場合の諮問機関として、交野市個人情報保護条例に基づく交野市個人情報保護審査会をそれぞれ設置しているところ、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、交野市個人情報保護条例を廃止することから、交野市情報公開審査会及び交野市個人情報保護審査会を統合し、諮問機関として新たに交野市情報公開・個人情報保護審査会の設置を行うもの。</p>		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈提案に至るまでの経緯〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
<p>令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律の一部改正が公布され、令和5年4月1日に一部施行される。</p>		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)		19 困ったとき何でも気軽に相談できるところがある			
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日			
		担当部局	担当課		添付資料（有の場合は、その名称）		
		総務部	総務課		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 条例の概要		